



JASDAQ

平成 22 年 5 月 28 日

各 位

東京都渋谷区東一丁目 26 番 20 号
株式会社オールアバウト
代表取締役社長兼 CEO 江幡 哲也
(コード番号：2454)

問い合わせ先 経営管理部 ジェネラルマネージャー 鈴木 誠
電話 03-6362-1306

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 18 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| 第 2 章 株 式 | 第 2 章 株 式 |
| <u>第 6 条 (自己株式の取得)</u> 当社は、会社法第 165 条第 2 項により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる。 | (削除) |
| <u>第 7 条～第 47 条 (条文省略)</u> | 第 6 条～第 46 条 (現行どおり) |
| 第 7 章 計 算 | 第 7 章 計 算 |
| <u>第 48 条 (条文省略)</u> (新設) | 第 47 条 (現行どおり) |
| (新設) | <u>第 48 条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。 |
| | <u>第 49 条 (剰余金の配当の基準日)</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 |
| | <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> |
| | <u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> |
| <u>第 49 条 (期末配当金)</u> 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 | (削除) |

| | |
|---|---|
| <p><u>日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>第50条（中間配当金）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p><u>第51条（配当金の除斥期間等）</u> <u>期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> <u>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p> | <p>(削除)</p> <p><u>第50条（配当の除斥期間等）</u> <u>期末配当および中間配当に係る金員が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> <u>2. 未払の期末配当および中間配当には利息をつけない。</u></p> |
|---|---|

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 22 年 6 月 18 日（金）
定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 18 日（金）

以 上